

# 市税等の猶予制度について(概要)

市税及び国民健康保険税（以下「市税等」といいます。）をその納期限までに納付していない場合には、納付する日までの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、一定の要件に該当し、市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、収税課へ申請することにより、市税等の徴収や財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

## 徴収の猶予

- ① 財産について災害（震災・風水害・火災など）を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したときなどにより、市税等を一時に納付（納入）することができないと認められるときは・・・



市に申請することにより、原則1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。ただし上記⑤の場合は納期限までの提出が必要です。

## 換価の猶予

- 市税等を一時に納付（納入）することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなどの一定の要件に該当するときは・・・



- 納期限から6か月以内に市に申請することにより、原則1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税等以外に、既に滞納となっている市税等がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「職権による換価の猶予」があります。

## 猶予が許可されると…

- 1年を限度に市税等の徴収が猶予されます（徴収の猶予）
- 猶予期間中は新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われず、すでに差押えを受けている場合は申請により解除される場合や換価（売却）が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

※猶予の申請は審査により不許可となる場合もあります。

申請手続きは裏面へ

## 申請の手続

### ●提出する書類

	100万円以下の場合	100万円を超える場合
徴収の猶予	① 徴収の猶予申請書 ② 財産収支状況書（※1） ③ 災害などの事実を証する書類（※2）	① 徴収の猶予申請書 ② 財産目録（※1） ③ 収支の明細書（※1） ④ 担保の提供に関する書類 ⑤ 災害などの事実を証する書類（※2）
換価の猶予	① 換価の猶予申請書 ② 財産収支状況書（※1）	① 換価の猶予申請書 ② 財産目録（※1） ③ 収支の明細書（※1） ④ 担保の提供に関する書類

※1 資産、負債、これからの収支の見込みなどを記載する書類です。記載した内容を証する書類並びにここ1年間の収入及び支出の実績を明らかにする書類を添付する必要があります。

※2 災害証明書、医師の診断書、廃業届、決算書、損失発生原因がわかる書類など

### ●申請の期限

**徴収の猶予**：申請の期限はありませんが、猶予事由発生後は速やかに相談してください。  
※表面⑤の事由に該当する場合の徴収猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税等の納期限までに申請してください。

**換価の猶予**：猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内です。

### ●猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、市から猶予の許可又は不許可について通知します。  
猶予が許可された場合は、許可通知書に記載された納付（納入）計画（分納等）により納付（納入）してください。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、猶予を受ける金額が100万円以下である場合や、猶予を受ける期間が3か月以内である場合には担保を提供する必要はありません。

担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や市が認める上場株式などの有価証券
- ・土地、保険に付した建物
- ・市が確実と認める保証人の保証 など

## 猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、原則1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税等は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付（納入）する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市に申請することにより、猶予期間の延長が認められることがあります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次の場合に該当するときなどには、猶予が取り消される場合があります。

- ・猶予許可通知書に記載された分割納付（納入）計画のとおり納付（納入）がない場合。
- ・猶予を受けている市税等以外に新たに納付（納入）すべきこととなった市税が滞納となった場合。

## お問い合わせ・申請先

### 深谷市市民生活部収税課

〒366-8501 深谷市仲町11番1号

電話 048-571-1211（代表） FAX 048-574-6674

市税を納期限までに納付（納入）できない場合はお早めにご相談ください。